

2 9 高 福 号 外
平成 2 9 年 6 月 5 日

指定福祉用具貸与事業者 代表者
指定特定福祉用具販売事業者 代表者
指定介護予防福祉用具貸与事業者 代表者
指定特定介護予防福祉用具販売事業者 代表者

} 様

愛知県健康福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

福祉用具専門相談員が行う福祉用具貸与及び特定福祉用具販売
に係る取り扱い方針について(通知)

このことについて、「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成 2 4 年愛知県条例第 7 0 号)で準用する「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号)第 1 9 9 条及び第 2 1 4 条並びに「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 5 号)第 2 7 8 条及び 2 9 1 条において、事業者の福祉用具専門相談員の業務として、下記の内容が定められております。

したがって、下記の業務を福祉用具専門相談員以外の者又は他の事業者に行わせることは運営基準違反に該当しますので、十分注意してください。

記

- (1) 個別計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与又は販売に係る同意を得ること。
- (2) 貸与又は販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- (3) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

(4) 福祉用具の貸与を行った場合は、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

(5) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に福祉用具の貸与又は販売が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具の貸与又は販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

また、貸与による場合は、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

担 当 介護保険指定・指導グループ
電 話 052-954-6289 (ダイヤルイン)